

第2章 応急対応期の活動

本章においては、応急対応期における被災者の生活支援に重点を置き、災害救助法の適用計画から支援の受入計画まで、各種計画について定める。

所 管	総務対策部, 関係機関
-----	-------------

第1節 災害救助法の適用計画

災害に際し、食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした応急的な救助を実施するため、災害救助法の適用を行う。

第1 実施機関

知事は、法定受託事務として救助の実施に当たる。ただし、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任したときは町長が実施する。

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の各号に規定するところによる。

なお、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が 50 世帯以上であるとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が 1,000 世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が 25 世帯以上であるとき。
- (3) 県全体の住家が滅失した世帯数が 5,000 世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。

[滅失世帯の算定基準]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。○ 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。 |
|--|

第4 適用申請手続き

本部長（町長）は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想されるとき、直ちに知事あてに被害の状況を報告（適用基準に合致する場合）し、災害救助法の適用申請手続きを行う。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供するとともに、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

[救助の種類及び実施期間]

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	7日
災害にかかった者の救出	3日
炊き出しその他による食品の給与	7日
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日
飲料水の供給	7日
応急仮設住宅の供与	20日以内着工
住宅の応急修理	1ヶ月以内完成
医療及び助産	14日及び7日
死体の搜索、処理、埋葬	10日
障害物の除去	10日
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具等：15日以内
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中

第5 個別適用計画

1 避難所の設置

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に避難所を供与し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。ただし、福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、概ね次のとおりで、電話又は電報で情報提供する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 箇所数及び供与人員 ○ 開設期間の見込み |
|---|

2 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。
その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

町において決定する。なお、町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。
仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行うが、状況に応じ町長に救助事務の一部として委任できる。

[(参考) 入居者基準]

- 住家が全壊（焼）、流失した世帯
- 居住する住家がない世帯
- 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ・ 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・ 特定の資産のない失業者
 - ・ 特定の資産のない母子家庭
 - ・ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者等

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

町長は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

なお、供給の実施については本章第3節第2「食料の供給」による。

(2) 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

(3) 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

その際町は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4 飲料水の供給

町長は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。ただし、町において実施できないときは、県及び他の市町の応援協力を得て実施するものとする。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服、寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被服、寝具及び身の回り品○ 日用品○ 炊事用具及び食器○ 光熱材料 |
|--|

6 医療及び助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内（助産は分べんした日から7日以内）とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 医療のための費用

- ① 医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
- ② 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合
協定料金の額以内

(3) 医療の方法

県医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

県医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

7 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺り返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明しがたいときなど、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

- (1) 適用期間
1ヶ月以内に完成する。
- (2) 応急修理の内容
居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。
- (3) 協力要請
県は、町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

- (1) 給与する品目
学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 教科書○ 文房具○ 通学用品 |
|--|

- (2) 適用期間
教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。
- (3) 給与の実施
災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として町長が行うが、教科書については、県が、町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10 遺体の搜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、混乱期のためその遺族等が埋葬または火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行う。

なお、遺体の搜索、処理、埋葬または火葬に係る適用期間は、災害発生の日から10日以内とする。

- (1) 方法
 - ① 遺体は、県警察本部または海上保安本部の行う検視等を経た後、同機関から引継ぎを受けて埋葬または火葬する。
 - ② 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬または火葬する。
 - ③ 被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬または火葬は行旅死亡人として取扱う。

- (2) 実施体制
町は、自ら遺体の埋葬または火葬の実施が困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行う。

11 障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

- (1) 適用部分
居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。
- (2) 適用期間
災害発生の日から10日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上は町が実施するが、町から要請があった場合は、県があっせんする。

(1) 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じた適切な手段を採用する。

- ① 災害応急対策実施機関の常用労務者及び関係者等の労働者の動員
- ② 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
- ③ 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
- ④ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ⑤ 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

(2) 一般労働者の確保の方法

各応急対策実施機関は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

(3) 輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

範囲	期間
被災者の避難	1日～2日以内（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療及び助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

※ 災害救助法が適用された場合は、町において直接必要に応じて雇い上げるものとし、賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

(4) 輸送及び賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上科、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(5) 輸送力の確保

- ① 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。
- ② 県、町は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）船艇を把握しておく。
- ③ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

13 生業に必要な資金の貸与

災害により住家が被害を受けた者で、災害救助法が適用された地区内に住む者に対して、生業資金を貸与して再成を図る。

(1) 実施責任者

資金の貸与は県が行う。

(2) 資金の貸与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- ② 生業の見込みが確実であって具体的事業計画を有し、かつ償還見込みがあると認められる者であること。

(3) 貸与の金額

生業費1世帯当たり30,000円就業支度費1世帯当たり15,000円

(4) 貸与できる期間

2カ年以内（無利子）

(5) 貸与者の決定

県が決定する。町は、貸与者の選定等の事務を行う。

第2節 避難所の開設・運営計画

地震・津波による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする町民を臨時に收容することのできる避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の開設

本部長（町長）は、避難收容が必要と判断したとき直ちに安全な避難所を指定し、開設するとともに、企画広報班を通じ速やかに町民に周知する。

1 避難所の開設基準

- 災害が発生し、避難者が予想されるとき。
- 被害の状況に応じ開設する必要があるとき。

2 避難收容の対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- 避難指示等によって、緊急避難の必要がある者
- その他、町長が必要と認める者

3 避難所の指定

開設する避難所は、災害の状況に応じて、あらかじめ定める避難所の中から指定する。

なお、避難所の收容能力を超える避難者が生じたときは、その他の公共施設、民間施設の管理者に施設の使用を要請、屋外避難所の設置（仮設物の設置、天幕の設営等）、県又は隣接市町への要請等によって必要な收容能力を確保する。

4 避難所の開設方法

本部長（町長）は、避難所の開設を決定したときは、その旨を開設する避難所の施設管理者に通知し、避難所の開設を要請する。

当該施設管理者は、速やかに施設の安全点検を行い、避難所を開設する。

なお、災害が発生していない場合であっても、町民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設する。

(1) 勤務時間内の開設

- 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- 施設管理者は、避難所の開設要請がなくとも、避難者が收容を求める場合は応急收容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

- 町長から避難所開設の命を受けた場合、町は、直ちに避難所となる施設管理者に連絡するとともに、避難所の開設を行う。
- 開設した避難所に避難者の応急收容を行う。
なお、小中学校を避難所として開設する場合、原則として体育館を避難所とする。
- 町は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ避難所の鍵を管理しておく。

5 県への報告

避難所を開設したとき、本部長（町長）は次の事項を知事に報告するほか、鯖江警察署等の関係機関に通報する。

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び收容人員
- 開設期間の見込み

第2 避難所の管理・運営

避難所を開設したとき、支援班は速やかに管理責任者を派遣し、避難所の管理・運営を行う。

1 施設管理者

施設管理者は、管理責任者が到着するまでの間、避難所の管理運営を行うとともに、施設の避難所利用に対して助言を行うなど、避難所運営に協力する。

2 管理責任者

管理責任者は、災害対策本部との緊密な連絡体制の下、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次的災害を防止するため、自主防災組織等を中心とした避難所内の町民組織の協力を得て、避難所の安全管理を期する。

3 町民組織

自主防災組織等を中心とした避難所内の町民組織は、自主的な活動によって避難所を運営する。

4 ボランティア

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。

5 要配慮者への対応

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講じるよう努める。また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うよう努める。

6 健康相談の実施

医療保健班は、生活不活発病やエコノミークラス症候群等環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、県及び関係機関と協力し、医療関係者による巡回健康相談の実施や、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口の設置に努める。

7 避難所における業務

管理責任者は、施設管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、避難所内の町民組織の協力を得て、次の活動を実施する。

(1) 一般的業務

- 避難者の受付
- 避難者の組織編成
- 避難者に対する情報の伝達
- 救護所の設置場所の選定
- 避難所に配布された食料等物資の管理
- 給食時間の調整
- 食料、生活必需品等の配布
- トイレ、その他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理
- 仮設トイレの設置及び維持管理

(2) 記録業務

- 職員の避難所勤務状況の記入
- 日誌の記入
- 物品の受け払い簿の記入
- 避難者名簿の作成

(3) 報告業務

- 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- 避難状況の報告
- 給食済・見込み人員の報告
- その他必要な情報の報告

第3 避難所の管理・運営の留意点

管理責任者は、避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して避難所の円滑な管理、運営に努める。

- 避難者数の把握
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 避難者の体調管理及び衛生管理の実施並びに生活環境への配慮（男女ニーズに対応した運営管理）
- 要配慮者への配慮

第4 被災地域における家庭動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、救助衛生班は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第5 避難の長期化等への対応

町は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難対象区域外の旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

1 応急仮設住宅、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等の提供

町は、県の協力の下、災害の規模等を鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

2 応急仮設住宅の建設

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

第6 避難所に滞在していない被災者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

第7 避難所の閉鎖

1 本部長（町長）

本部長（町長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になった場合、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。

なお、避難者のうち家屋の浸水倒壊等により帰宅が困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる措置をとる。

2 管理責任者

管理責任者は、本部長（町長）の指示により避難者を帰宅させるなど、必要な指示を与える。

第3節 緊急物資の供給計画

災害発生時における町民の生活を保護するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講じる。

第1 応急給水

水道班は、被災地の町民に対し、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給する。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 給水量

被災者に対する最低給水量は1日1人当たり3リットルとし、給水力の強化及び上水道・簡易水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

2 水源及び給水資機材の確保

水道班は、災害の発生後、直ちに水道施設の点検調査を行い、施設の被災状況及び浄水の供給不能範囲を把握するとともに、次の措置を講じる。

- (1) 上水道・簡易水道施設の被害程度が大きく、浄水の供給再開に時間を要すると判断されたとき、早期に応急給水の体制を確立し、必要な給水資機材の確保を図る。
- (2) 被災地での給水が困難なとき、又は輸送による給水が困難な場合、被災地及び周辺の既設井戸を対象に、水源としての利用を井戸所有者に要請する。また、井戸の利用に当たっては、その水質の適否を水質検査により判定し給水する。
- (3) 町域で応急給水用の水源が確保できないとき、隣接市町で所管する水源の使用を要請する。

3 給水方法

水道班は、次の方法により給水措置を実施する。

(1) 輸送による給水

- ① 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。
- ② ドラム缶、ポリタンク飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送する。

(2) ろ水装置による給水

局地的給水又は陸上輸送による給水が不可能なとき、ろ水装置による給水基地を設営する。

(3) 備蓄飲料水による給水

各地区の拠点避難所等に分散備蓄された飲料水を給水する。

なお、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、平常時から町民に対し飲料水の備蓄について普及・啓発を図る。

(4) 家庭用井戸水等による給水

- ① 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近のり災者のために飲料水として給水する。
- ② 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過及び消毒等により飲料水として確保する。

4 町民への広報

企画広報班は、応急給水を実施する地域に対して給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力を得て給水を実施する。また、断水の解消見込みなどの情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

第2 食料の供給

救助衛生班及び教育班は、被災者並びに災害応急対策従事者等に対して、食料の円滑な供給を実施する。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 実施責任者

米穀及び乾パン等の応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	本部長（町長）
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	本部長（町長）と災害発生機関が協議

2 食料の供給対象者

- 避難所へ避難した者
- 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者
- 旅行者、宿泊者等で、他に食料を得る手段のない者
- その他町長が必要と認める者

3 食料の調達

町は、災害時の救助用として、米穀及び食料を次のとおり確保する。

(1) 県への要請

被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を知事に申請する。

(2) 農林水産省への要請

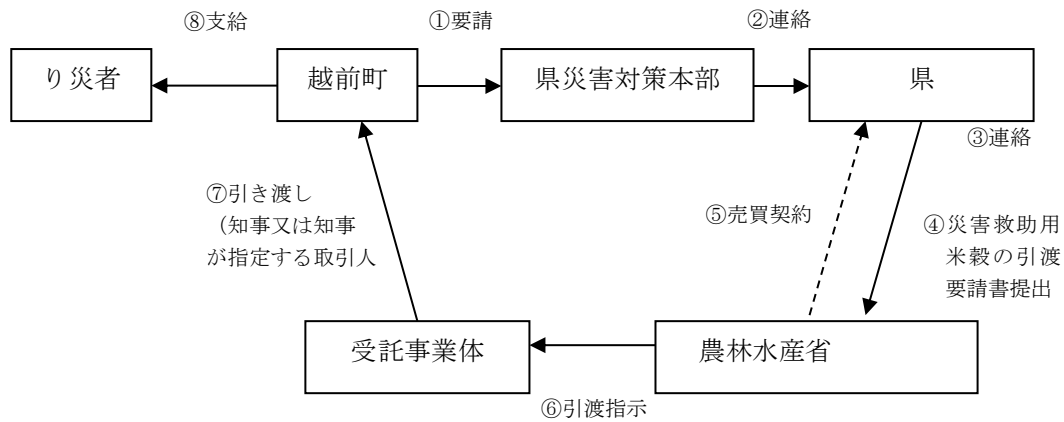
政府所有米の調達を要するときは、知事に対し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長（町長）は直接政策統括官に要請する。

知事及び本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事と政策統括官が売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

[政府所有米穀の受渡し系統]

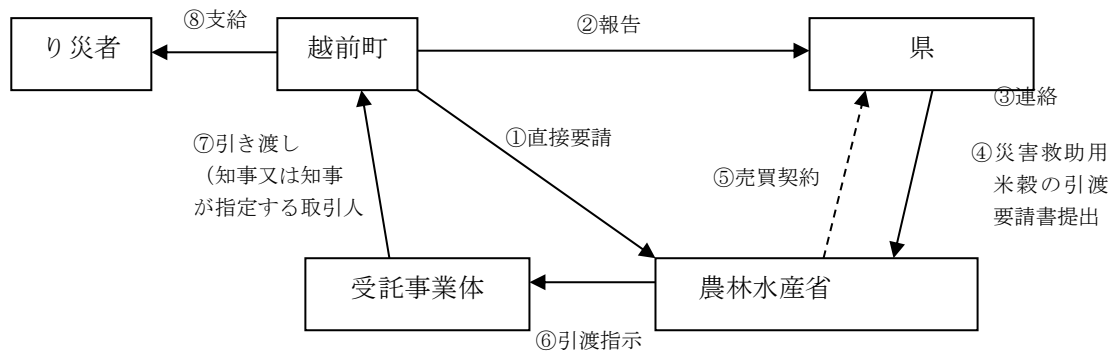
① 町からの要請を受け、県が要請する場合

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省に要請し、売買契約を締結する。



② 町が直接、要請した場合

町が直接農林水産省に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省に連絡する。



(3) 備蓄食料

① 米穀

町内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管・確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておく。

② 町及び個人の備蓄

各避難所又は自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。また、粉ミルクや軟らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

なお、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、平常時から町民に対し、家庭内の食料備蓄について普及・啓発を図る。

③ 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議して災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4 食料の集積及び搬送

救助衛生班は、次のとおり食料の集積及び輸送を行う。

- 備蓄食料は、拠点避難所から各避難所に搬送する。
- 調達食料は調達先の業者が各避難所へ直接搬送する。
(搬送が困難な場合は拠点避難所に一時集積し、各避難所へ搬送)
- 救援食料は拠点避難所に一時集積し、仕分けの上各避難所へ供給する。
- 拠点避難所から各避難所への搬送は町有車両を用いて実施するが、状況に応じて運送業者に委託する。

5 食料の供給方法

教育班は、避難者数等から必要数量の把握を行い、次の点に考慮して備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊き出しの実施等による供給計画を作成する。

- 食料の供給は、原則として避難所で実施する。
- 避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の自主防災組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。
- 食料の配布に当たっては、要配慮者を優先する。
- 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等によって食料の供給に関する情報を提供する。
- 食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配布等によって供給する。
- 災害当初において、炊き出し等の体制が十分整わない場合は備蓄食料による供給を行う。
また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

6 炊き出しの実施

(1) 実施責任者

- ① 炊き出し等による食品の給与は、本部長（町長）が行う。
- ② 災害救助法が適用された場合の炊き出しによる食品の給与は、知事から職権を委任された本部長（町長）が行う。

(2) 炊き出しの方法

- ① 教育班は、日赤奉仕団、ボランティア等の応援協力を得て、給食センターや学校等の調理室等、既存の施設を利用して炊き出しを行う。また、炊き出しの実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 炊き出し現場には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指揮するとともに、備付帳簿を整理し、正確に記入して保管しなければならない。
 - イ 献立は栄養価を考慮して定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は、握り飯、漬物及び副食等を配給する。また、乳幼児に対してはミルクを配給する。
- ② 町において炊き出しが困難な場合、又は米飯（炊飯）業者等に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し配給する。

(3) 費用の基準及び期間

費用の基準は、災害救助法による限度額以内とし、給与期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

(4) 食品衛生

炊き出しに当たっては、県の指導の下、常に食品の衛生を心掛け、特に次の点に留意する。

- 炊き出し施設には、飲料水を十分供給する。
- 供給人員に応じて、必要な器具及び容器を確保し備える。
- 炊き出し場所には手洗い設備、器具類の消毒ができる設備を設ける。
- 供給食品は、ハエその他害虫の駆除に十分留意する。
- 使用原材料はできるだけ信用のある業者から仕入れ、保管に注意する。

7 応援等の手続き

炊き出し等の食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援要請する。

(1) 本部長（町長）は、応援の必要を認めたときは、県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接近隣市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

① 炊き出し実施のとき。

- 所要食数（人数）
- 炊き出し期間
- 炊き出し品送付先
- その他

② 物資確保のとき。

- 所要物資の種類及び数量
- 物資の送付先及び期日
- その他

第3 生活必需品等の供給

救助衛生班は、被災者に対して、衣料、生活必需品その他の物資の円滑な配給を実施する。

ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 実施責任者

(1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は、本部長（町長）が行う。

(2) 災害救助法が適用された場合は、次による。

- ① 物資の確保及び輸送は、原則として知事が行う。
- ② 被災者に対する物資の供給は、原則として本部長（町長）が行う。

2 給与及び貸与対象者

全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 支給物資

支給する物資は、被害状況、物資調達状況を考慮して、次の品目の範囲内で現物を支給する。

- 寝具 : 就寝に必要な毛布、布団等
- 外衣 : 普通着、作業衣、婦人服、子供服等
- 肌着 : シャツ、ズボン下、パンツ等
- 身の回り品 : タオル、長靴、サンダル、ズック、傘等
- 炊事道具 : 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
- 食器 : 茶碗、汁碗、皿、箸等
- 日用品 : 石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、懐中電灯等
- 光熱材料 : マッチ、ロウソク、プロパンガス、石油等

4 支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

5 期間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、期間内において打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

6 物資の調達

(1) 町及び個人の備蓄

各避難所又は自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。また、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、町民に対し、非常持出品の備蓄について普及・啓発を図る。

(2) 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

(3) 町内業者又は県等への要請

備蓄によるもののほか、被害状況に応じて町域の各種協同組合、量販店等から所要物資を調達するものとし、町内で調達が困難な場合は県に依頼する。

7 物資の集積・保管及び配送

救助衛生班は、調達した物資及び県より援助を得た物資を越前町役場、宮崎コミュニティセンター、越前コミュニティセンター、織田コミュニティセンターの中から災害の状況に応じて場所を選定し、集積・保管する。また、集積・保管された物資の必要数量を確認し、避難所単位に仕分けして避難所へ配送する。

8 配布方法

救助衛生班は、避難所に配送された物資を各避難所の管理責任者の指示により、避難所内の自主防災組織を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら配布する。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配布する。

第4節 保健衛生活動計画

大地震の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置及び食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

第1 防疫対策

医療保健班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）及び災害防疫実施要綱に基づき、県（丹南健康福祉センター）と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

ただし、町の被害が甚大で町単独で実施不可能である場合、他の市町又は県の応援により実施する。

1 警戒体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、直ちに警戒体制をとり、状況の変化に応じて所要の人員機材器具等の動員確保及び配置を行う。

2 状況の把握

県及び関係機関と緊密な連携をとり、防疫に関する情報の早期把握に努める。

3 予防教育及び広報

災害発生後に防疫対策に関する啓発の必要が認められるとき、事前に準備するパンフレットやCATV等を通じて、防疫対策に関する広報活動を行う。

4 検病調査及び健康診断

県の行う検病調査及び健康診断に協力する。

5 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、県の行う予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に協力する。

6 感染症発生時の対策

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、法の規定に基づき、県の指導の下、次の対策を実施する。

- 感染症患者等の入院勧告・措置
- 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

7 防疫活動

防疫に必要な薬品の調達と確保を行い、県の指導及び指示に従い次の防疫活動を実施する。ただし、町の被害が甚大で適切な防疫活動が実施できない場合は、県による代執行を要請する。

- 消毒措置の実施（法第27条）
- ねずみ族及び昆虫等の駆除（法第28条）
- 避難所の防疫指導
- 衛生教育及び広報活動
- 臨時予防接種（予防接種法第6条）

8 記録の整備

災害防疫に関し、作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項等を記録する次の書類を整備保管する。

- 災害状況報告書
- 災害防疫活動状況報告書
- 防疫経費所要額調及び関係書類
- 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- 防疫作業日誌

第2 家畜防疫

産業対策班は、県家畜保健衛生所の指揮の下、農業協同組合と協力して被災動物の集中管理場の確保に努める。また、必要に応じて動物の伝染病予防上の措置（衛生及び死体の処理を含む。）を講じるとともに、状況に応じて家畜伝染病予防法に基づく防疫活動に協力する。

第3 食品衛生対策

県（丹南健康福祉センター）は、被災地における食品関係業者及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者に対し効果的な栄養調理指導を行うとともに、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を行うこととしている。

救助衛生班は、県が実施する食品衛生対策等に協力する。

1 食品衛生

（1）臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携の下、施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により食中毒事故の発生を防止する。

（2）食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店、喫茶店及び菓子製造業を重点的に監視するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施することで不良食品の販売供給を防止する。

（3）重点監視指導事項

- ① 浸水地区の食品関係業者に対しては、施設整備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導する。なお、状況に応じ従事者の検便及び健康診断による病原体保有者の排除を行う。
- ② その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。また、汚水によって汚染された食品及び冷凍施設等の機能停止によって腐敗、変色等を生じた食品が供給されることのないよう特に指導する。

（4）町民の食品衛生に対する啓発活動

被災町民に対し、次のことを重点指導する。

- ① 手洗い、消毒の励行
- ② 食器、器具の消毒

2 栄養指導計画

（1）活動方針

避難所等における効果的な栄養補給を図るため、炊き出し施設等の給食施設に対して、栄養士による栄養及び調理指導を行う。

（2）指導方法

- ① 被災地の給食施設を巡回し、栄養及び調理指導を行う。
- ② その他被災地における栄養補給に関し、必要な指導を行う。

第5節 要配慮者計画

地震発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児や外国人等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第1 迅速な避難

避難を行う場合、町民は、地域の要配慮者の避難誘導について、地域ぐるみで協力支援し、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣の町民の協力を求め、迅速な避難に努める。

救助衛生班は、被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設、県、他の市町等との連携の下、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、町内外の他施設への緊急避難についての情報及び他の市町又は各施設への避難受入れについての情報の収集・提供を行う。

第2 発災後の対応

救助衛生班は、社会福祉協議会の協力を得て、要配慮者を支援するために次の措置を講じる。

- 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者の避難支援や迅速な安否確認等を実施
- 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容の把握
- ボランティア等生活支援・情報提供のための人材の確保及び必要に応じた派遣
- 特別な食料を必要とする場合、その確保及び提供
- 生活する上で必要な資機材の避難施設等への設置及び提供
- 各種団体の協力を得て避難所・居宅に相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認及び健康・生活相談の実施
- 老人福祉施設、障がい者施設、医療施設、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請の実施
- 身障・老人緊急通報システムの活用

第3 その他

1 児童・生徒に係る対策

救助衛生班は、保護者の死亡や疾病により養育が困難となった児童・生徒について、児童相談所に対して緊急一時保護等の措置を要請する。

2 介護体制の確立

避難所内において要配慮者の介護体制の必要が生じた場合、救助衛生班は、県に対して二次避難所の設置やホームヘルパー等による介護体制の確立を要請し、これに協力する。

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自然災害時において、自力での避難・移動が困難な者に対し、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を通して、要配慮者の安否確認等を行う。

第6節 社会秩序の維持計画

大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、町民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第1 警備活動

大規模な災害が発生した場合には、町民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等に努める。

1 鯖江警察署

大規模な災害発生時には社会生活に多くの混乱が予想されるため、鯖江警察署は「福井県警察大規模災害警備計画」等に基づき、警備活動を実施する。また、町並びに自主防災組織は、鯖江警察署の行う警備活動に協力する。

2 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上における災害警備について、海上保安庁防災業務計画に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

3 町

町は、各種応急対策の周知による人心の安定や復興意欲の高揚を図るため、被害状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

4 自主防災組織

自主防災組織は、自治会や自衛消防団の協力を得て、地域の安全を維持するために独自の防犯パトロールに努める。

第2 物価の安定

町は、産業対策班が中心となり、被災地域における物資の確保と円滑な供給及び被災者の消費生活の安定を図るため、物価対策活動を行う。

1 物資の需給及び価格の動向の把握

- (1) 町その他関係機関は、平素から災害応急対策上必要な物資に係る資料の整備に努める。
- (2) 町その他関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害応急対策を実施するために必要な物資の種類、数量及び緊要度を調査する。
- (3) 町は、被災者等の消費生活相談を通じて、物資の需給及び物価に関する要望を把握する。

2 緊急必要物資及び応急復旧用資材の確保

- (1) 緊急必要物資について、町は予想される災害時の需要量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備し、災害時における関係機関との連絡調整や協力体制の確立を図る。
- (2) 町は、災害の発生によって緊急物資及び応急復旧用資材が不足し、若しくは極度に不足することが予想される場合、又は当該物資の価格が高騰、若しくは高騰することが予想される場合、当該物資の生産・集荷及び販売を業とする者、あるいは関係団体に対して適正価格で当該物資を被災地に円滑に供給するよう協力を求める。また、この場合は、必要に応じて緊急輸送について所要の措置を講じる。

3 暴利監視及び広報活動

町は、災害の発生に伴う物価の高騰を防止するため、積極的な価格監視等を実施し、広報等により物資の供給価格の動向を町民へ周知する。また、必要に応じて関係業者及び関係機関に対し、当該物資の自粛販売や出荷促進を要請する。

第7節 建築物・住宅応急対策計画

被災建築物の二次災害の防止を図るとともに、被災町民の住居を確保するため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、公営住宅の一時使用等の措置を講じる。

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、町は周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第1 応急危険度判定

町は、災害に伴う建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、必要に応じて、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、被災地に派遣された応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査により判定し、当該建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することで注意を喚起する。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

災害により応急仮設住宅の建設の必要が生じたとき、原則として町が建設を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は本部長（町長））が応急仮設住宅の建設を行い、応急仮設住宅の建築着工は災害発生の日から20日以内とする。

2 要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の入居に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 建設予定地及び入居者の選定

(1) 建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地は、次の中から状況に応じて選定する。

- 町営野球場
- 織田中央公園グラウンド
- アクティブグラウンド
- 宮崎総合グラウンド

(2) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定は町が行うが、災害救助法が適用された場合には県が実施し、町はそれに協力する。また、入居者は次の基準を参考に選定する。

なお、応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

- 住家が全壊（焼）、流失した世帯
- 居住する住家のない世帯
- 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定資産のない失業者、母子家庭、老人、病弱者、身体障がい者等

(3) 建設の構造及び規模並びに費用の基準

- 建坪：1戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じた規模
- 構造：1戸建、長屋建のいずれか適当なもの
- 費用：知事が定める額

第3 住宅の応急修理

災害により住宅の応急修理の必要が生じたとき、原則として町が応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用

された場合には、知事（救助事務を委任した場合は本部長（町長））が実施する。

1 応急修理の対象者

- 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない世帯
- 自分の資力では、応急修理を行うことができない世帯

2 応急修理の内容

被災した住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。また、応急修理は災害発生の日から3ヶ月以内に完成するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害については6箇月以内に完成するものとする。

第4 住居障害物の除去

建設班は、崖崩れや浸水等により、住居の居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、そのままでは当面の日常生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもって障害物の除去ができない者に対し、その除去を行う。

なお、障害物の除去に際し、要員並びに機械器具の調達等が困難な場合、町は県に対して調達・あっせん等の要請を行う。

[障害物除去の対象]

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれた障害物の除去に限るものであること。
- 自らの資力をもって当該障害物の除去ができないものであること。
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

第5 公営住宅の活用

建設班は、必要に応じて地方自治法第238条の4第2項に基づく目的外使用として、被災者に対して町営住宅の空き家への一時入居措置を講じる。また、町営住宅の空き家の確保が困難な場合は、県及び近隣市町に対し、公営住宅の活用について応援を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置

建設班は、応急仮設住宅、空き家、融資等、住宅に関する相談や情報提供のため、庁内に住宅相談窓口を設置する。また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を図るため、家賃の把握に努め、貸主団体や不動産業関係団体へ協力を要請するなどの措置を講じる。

第7 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第8 応急危険度判定制度

町は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地応急危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地応急危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

第8節 文教対策計画

地震災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第1 応急教育

教育班及び救助衛生班は、町立学校並びに保育所について、応急文教対策を実施する。ただし、本町のみで対策を実施できない場合は、県又は近隣市町に対策を依頼する。

1 実施責任者

応急文教対策の実施責任者は次のとおりであるが、町、県、及び学校法人の依頼により、県又は隣接市町が行うことがある。

- (1) 県立学校については県が行う。
- (2) 町立学校については町が行う。

2 学校施設の確保

教育班は、学校施設が被災したとき、関係機関と協議の上代替教室を確保する。また、この場合は必要事項を教職員及び町民（児童・生徒）に周知徹底する。

- (1) 被災学校が1校の一部のみの場合
被災箇所が普通教室のときは、利用可能な教室を転用する。それでもなお不足するときは、特別教室、屋内体育館の順で転用する。
- (2) 被災学校が1校の場合
公民館等の公共施設を借用するほか、隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。それでもなお不足するときは、臨時校舎（プレハブ等）を建設する。
- (3) 被災学校が2校以上の場合
被災を免れた公共施設を利用するとともに、不足分については臨時校舎を建設するほか、比較的近い隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。

3 学用品の調達及び支給

教育班は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を調達・支給する。

なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき迅速な措置を講じる。

- (1) 支給品目
教科書（準教科書、副読本等の教材を含む）、文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、下敷、定規等）及び通学用品（運動靴、傘、靴、長靴等）
- (2) 教科書
各学校別、学年別及び使用教科書ごとの必要数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所等に連絡して供給を求める。また、同一教科書を使用する町内の学校や他市町の教育委員会に対し、使用済み古本の供与を依頼するが、それでもなお不足するときは県教育委員会に対し調達供与を依頼する。
- (3) 文房具及び通学用品
必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき調達し、配布する。

4 不足教職員の確保

教育班は、県教育委員会と連絡調整の上、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を実施する。

- (1) 被災教職員が僅少のときは、校内において操作する。
- (2) 被災の教職員が多数で1学校内で操作できないときは、町内学校間で操作する。
- (3) 町において操作できないときは、県教育委員会に教職員の派遣を要請する。

第2 応急保育

- 1 保育児童の安全確保
救助衛生班は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、休所、中途帰宅等の適切な措置を講じる。
- 2 保育施設の応急整備
救助衛生班は、被害を受けた保育所の保育実施のため、施設・設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。
- 3 保育児童の健康保持
医療保健班は、被災地区の保育児童に対して、保健所の指示援助により、健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

第3 保健厚生計画

- 1 被災児童・生徒の健康管理
教育班及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康の保持・増進を図るため、学校医及び保健所等の専門機関との連携を図りながら、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。
- 2 被災教職員及び児童生徒の保健管理
医療保健班は、災害の状況に応じて教職員及び児童・生徒に対し、県の指示又は協力を得て感染症の予防接種又は健康診断を実施する。
- 3 被災学校の清掃及び消毒
医療保健班は、学校が浸水等の被害を受けたとき、感染症新法等に基づき、県の指示又は協力を得て校舎等の清掃及び消毒を行う。

第4 学校給食の措置

教育班は、学校給食施設設備が被災したときは速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるように努める。

- 1 復旧措置
復旧措置は、施設設備、食品取扱い等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症及び食中毒の発生防止に努める。
- 2 応急配給
災害時における応急配給は、文部科学省及び食糧庁の定める「災害時における応急配給」に基づき、給食物資の確保及び輸送に万全を期する。

第5 文化財保護の応急対策

災害が発生したとき、指定文化財の所有者又は管理責任者は、その被災状況を調査し、結果を県教育委員会及び教育班に報告（届出）する。

教育班は、報告された被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置に努めるとともに、個々の実情に応じ、県教育委員会と協議の上、復旧対策を講じる。

第9節 死体の搜索、処理及び埋・火葬計画

災害時において行方不明と推定される者の搜索を実施し、死体を発見した場合は必要な措置を講じるとともに、必要に応じて死体の処理及び埋葬を実施する。

第1 死体の搜索

1 実施責任者

死体の搜索は、本部長（町長）が搜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、町において搜索の実施が困難な場合には、鯖江警察署等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の搜索を行う。

2 搜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情から既に死亡していると推定される者。

3 応援要請等

町が被災、その他の事情により搜索の実施が困難なとき、又は死体が流失等により他の市町に漂着していると考えられるときは次の事項を明示し、県に搜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町又は死体漂着が予想される市町長に直接搜索の応援を要請する。

なお、死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合は、町は県に他機関（海上保安部、自衛隊等）の応援要請を行う。

- 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持物等
- 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- その他必要な事項

4 搜索期間及び費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から10日以内を搜索期間とするが、期間の延長が必要なとき、最小限において知事の承認を得て延長する。また、費用の範囲は次の事項とする。

- 借上費又は購入費
- 修繕費
- 燃料費

5 行方不明者の把握

町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

第2 死体の収容、処理

1 実施責任者

死体を発見したとき、本部長（町長）は速やかに県及び鯖江警察署長（海上にあっては、敦賀海上保安部長）に連絡し、その見分を待って死体を処理する。ただし、本町のみでは死体の処理の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の処理を行う。

2 死体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、死体の処理を行うことができない場合、救助衛生班は、次の内容で死体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の死体の処理に係る資機材及び搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材及び搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 死体の処理

死体の処理は、医療保健班又は医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上又は仮設によって確保し、概ね次の内容で死体の処理を行う。

① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のため、死体の状況に応じて洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

② 死体の一時保存

死体の身元確認に相当の時間を要する場合、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、死体安置所（寺院等の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）を設けて死体の一次保存を行う。

③ 検案

死体についての死因その他について医学的検査を実施する。

なお、検案は救護班が行うことを原則とするが、救護班による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部又は医師会等に協力を要請する。

3 処理期間及び費用の範囲

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内に死体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、死体の処理に関する費用は、検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び死体の一時保存のための費用とする。

第3 死体の埋・火葬

1 実施責任者

死体の埋葬は、本部長（町長）が火葬に付し、又は棺、骨つぼを遺族に支給する等の現物給付をもって行う。ただし、本町のみでは死体の埋葬の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の埋・火葬を行う。

2 埋・火葬の実施及び留意点

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合及び身元不明の死体について、救助衛生班は、次の方法により死体の応急的な埋・火葬を行うものとし、埋葬の実施に当たっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬又は火葬する。

(3) 被災地以外に漂着した死体で、その身元が判明しない者の埋・火葬については、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 外国人の埋・火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

3 埋・火葬の内容

(1) 埋・火葬を行う対象

① 災害時の混乱の際に死亡した者

② 災害のため遺族において埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋・火葬の期間

災害発生から 10 日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において知事の承認を得て延長する。

(3) 費用の範囲及び限度

① 費用の範囲

棺、骨つぼ、埋・火葬に要する経費で葬祭の際の人員及び輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

② 費用の限度

知事の定める額。

第10節 障害物の除去計画

災害時において、災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施に支障となるもの及び災害により町民又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、町民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去を図る。

第1 実施機関

1 実施責任者

- (1) 道路、河川、漁港等の公共管理施設の障害物の除去については、各施設管理者が行う。
なお、洪水等により、河川に流れ着いた障害物の除去については、原因者を特定し、除去させるものとし、原因者が特定されない場合や緊急を要する場合は、河川管理者が行う。
- (2) 町民の生命、財産等の保護のための障害物の除去は本部長（町長）が行う。
ただし、現場に本部長（町長）等がいない場合には警察官又は海上保安官が行うことができる。
- (3) 災害救助法が適用された場合は知事の職権を委任された本部長（町長）が行う。

2 応援の要請

- (1) 本町のみで対処できないとき及び緊急を要する場合は、県あるいは近隣市町にこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。
- (2) 本部長（町長）は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第2 実施対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物又は物件）除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 実施の方法

1 処理体制

- (1) 撤去作業は、建設班が中心となり、町有機器を用い、又は土木建設業者の協力を得て、速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

2 障害物の保管等の場所

障害物の大小によるが、原則として次の場所に保管する。

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- 道路交通の障害とならない場所
- 盗難等の危険のない場所

3 障害物の売却

保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に多額の費用若しくは手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

4 その他

- (1) 除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象となる。
- (2) 災害を受けた障害物等については、損害補償の対象とならない。

所 管	総務対策部, 民生対策部, 建設対策部, 関係機関
-----	---------------------------

第11節 廃棄物の処理計画

被災地におけるごみの収集及びし尿の取扱処分等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期する。

第1 実施機関

町は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみ、し尿、へい獣及び災害廃棄物の適切な収集・処理を実施する。ただし、本町限りで実施できないときは、県あるいは他の市町から応援を得て実施する。

第2 災害廃棄物の処理

1 実施体制

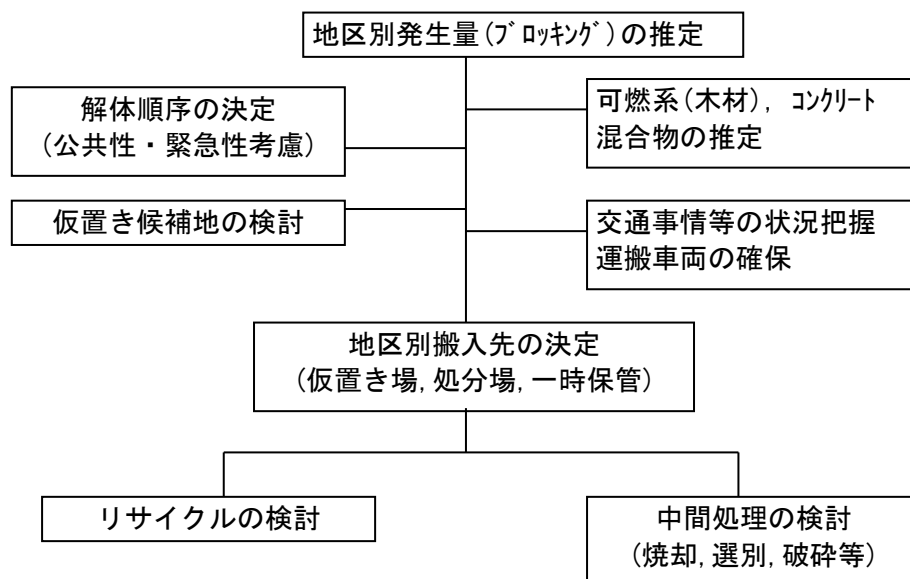
災害廃棄物の処理は、発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況等を総合的に判断し、建設班が中心となって適切な収集・処理体制をとる。

2 初期対応

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

3 災害廃棄物処理活動

- (1) 災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、町民及び作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県、隣接市町及び関係団体に応援を要請する。



- ・ 木くず：チップ化による利用
- ・ コンクリート：路盤材、建設資材等による利用
- ・ 金 属：製鋼原料等による再生利用
- ・ 土 量：コンポスト化し、堆肥化

4 広域処理体制の確立等

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第3 ごみ処理

1 処理体制

(1) 町は、被災地域のごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断し、適切な収集・処理体制をとる。

なお、収集については、災害の程度に応じて、救助衛生班を中心とした職員で構成するごみ処理清掃班を編成する。

(2) 日々大量に発生するごみの一時保管が困難とならないよう、町民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

(3) ごみ処理に当たっては、委託業者と緊密な連絡をとり実施するものとするが、委託業者のごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合、人員の派遣や処理施設の使用等について県あるいは近隣市町へ応援要請する。

2 収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

3 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等、環境に影響のない方法で行う。また、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合は、一時保管場所の確保や処理順位の設定等、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業では、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に配慮する。

第4 し尿処理

1 処理体制

(1) し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、許可業者との緊密な連絡の下、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、水道班を中心とする職員及び許可業者で構成するし尿処理清掃班を編成する。

(2) 仮設トイレや避難施設のトイレについては、貯蓄容量を越えることがないように配慮し、優先的に処理する。

(3) し尿の収集・処理に必要な機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じて県又は近隣市町へ応援を要請する。

2 収集方法

(1) し尿運搬車による収集ができない地域については、ビニール袋等を各戸に配布するほか、運搬車による収集が可能な場所に仮設トイレ等を配置する。

(2) 処理能力に比べ、被災地域が広範囲にわたっているときは、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置として便槽内容の20～25%程度の汲み取りに止める。

3 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第5 へい獣の処理

1 実施体制

へい獣（牛・豚等の死骸）は、丹南健康福祉センターの指示により救助衛生班が収集・処理する。

2 収集・処理方法

(1) 移動し得るものは適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

(2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第12節 支援の受入計画

災害の状況により、県又は近隣市町に救援隊等の派遣を要請したときの受入体制や、地域外からのボランティア等の受入体制を整備し、各々の活動が被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処できるようにする。

第1 ボランティアの受入れ

救助衛生班は、ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会や赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行うとともに、町ボランティアセンターの設置及び活動の支援を行う。

1 役割分担

(1) 町

ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会や赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行う。

(2) 町社会福祉協議会

ボランティアの円滑な活動を促進するため、町と連携して各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行う。

(3) 県

被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると思われる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。また、県災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

2 ボランティアの活動環境の整備

救助衛生班は、町社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

(1) ボランティアセンターの設置及びボランティアの受付、登録

町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置するとともに、ボランティア窓口にてボランティアの受付・登録を行う。また、県の負担によるボランティア保険への加入をボランティアに呼びかける。

(2) 情報の提供

応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地の状況にあわせて的確な情報を提供する。

(3) 活動拠点の提供

ボランティアから活動拠点に関する要望があったときは、速やかに保健センター等をボランティア活動拠点として提供する。

(4) ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入れ及び活動を円滑に行うため、ボランティアコーディネーター及び民間団体の長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

(5) 専門的なボランティアの派遣要請

応急危険度判定、医療、福祉等専門分野を有するボランティアを必要とする場合、必要な分野のボランティア派遣を県に要請する。

3 団体ボランティアの活動環境の整備

救助衛生班は、災害の状況に応じて日本赤十字社福井県支部等団体ボランティアに協力を要請し、災害応急対策の実施に努める。

(1) 団体ボランティア

団体ボランティアは、概ね次の団体が考えられる。

- 日赤奉仕団
- 婦人会
- 女性の会
- 壮年団連絡協議会
- 防犯隊
- 福井県災害時ボランティア登録団体
- 民生委員児童委員協議会
- その他各種団体

(2) 団体ボランティアへの協力要請

災害時には状況に応じて各種団体ボランティアに協力要請を行うとともに、受入準備を行う。

(3) 団体ボランティアの活動

団体ボランティアは、個人ボランティアと同様に次の活動について協力を得る。ただし、団体ボランティアは個人ボランティアより組織的な活動が期待できることから、次の点を考慮する。

- 災害情報及び生活情報の収集・伝達
- 要配慮者に対するの安否確認と生活支援
- 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- 救援物資、資機材の配分及び輸送
- 危険を伴わない軽易な応急・復旧作業
- 災害ボランティアの受入事務
- その他上記作業に類した作業

(4) 団体ボランティアの活動の記録

団体ボランティアの奉仕を受けたときは、次の事項について記録・整理する。

- 名称及び人員と氏名
- 奉仕した作業内容及び期間
- その他参考事項

第2 義援金品の受付及び配分

町は、一般から拠出された義援金品等で、町に寄託されたもの及び県又は日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品を確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

1 義援金品の受付

(1) 一般から搬出された義援金品で町に寄託されたもの及び県又は日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品については、支援班（税務課）において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付ける。

(2) 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書等を発行する。

2 義援金品の配分

(1) 義援金品の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。

(2) 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じて日赤奉仕団等各種団体の協力を得て公平に配分する。

3 義援金品の保管場所

- (1) 義援金は、支援班（税務課）が保管する。
- (2) 義援物資は、公共施設等に一時保管する。